

EBPMアドバイザーボード 説明資料



内閣府 民間資金等活用事業推進室

内容

(1)	エビデンス整備プラン	2
(2)	優先的検討規程	3
(3)	地域プラットフォーム	6
(4)	PFI事業の実施効果	8

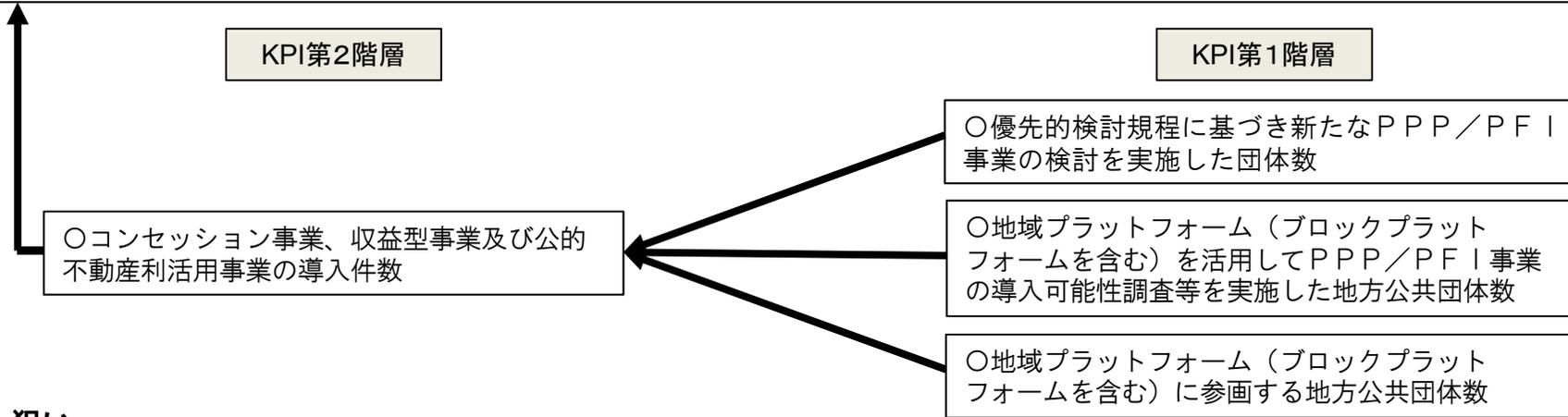
参考資料

(1)エビデンス整備プラン

【社会資本整備等:PPP/PFIの推進】

1. 政策体系の概要

政策目標：民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。
これらにより、2013年度～2022年度の10年間でのPPP/PFIの事業規模(契約期間中の総収入)21兆円を目指す。(※2019年度までの事業規模は23.9兆円となり、3年前倒しで目標達成。今年度、新たな目標設定を行う)



2. 狙い

PPP/PFIの推進による公的負担の最小化、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現

3. 具体的な検証項目

	担当府省	対象施策	工程表の箇所	確認するエビデンス等	予定	必要なデータ例
4	内閣府ほか	PFI/PPP	社資10 (p65)	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業による公的負担の削減 ・ 優先的検討規程の策定および地域プラットフォームの活用とPFI事業実施団体の関係 (KPIと政策目標の関係) ・ 公的負担削減以外のPFI事業の実施効果を確認し、新たな目標設定の検討に反映 ・ 指標の充実化について継続的に検討 	本年秋までに既存調査の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間満了PFI事業のアンケートデータ、事業報告書 ・ 自治体別のPFI事業実施状況 ・ 優先的検討規程の策定状況 ・ 地域プラットフォームの活用状況 ・ PPP/PFIの実績・効果 (事業規模、歳出削減・歳入増加効果、公共サービスの質の向上等)

(2)－1 優先的検討規程

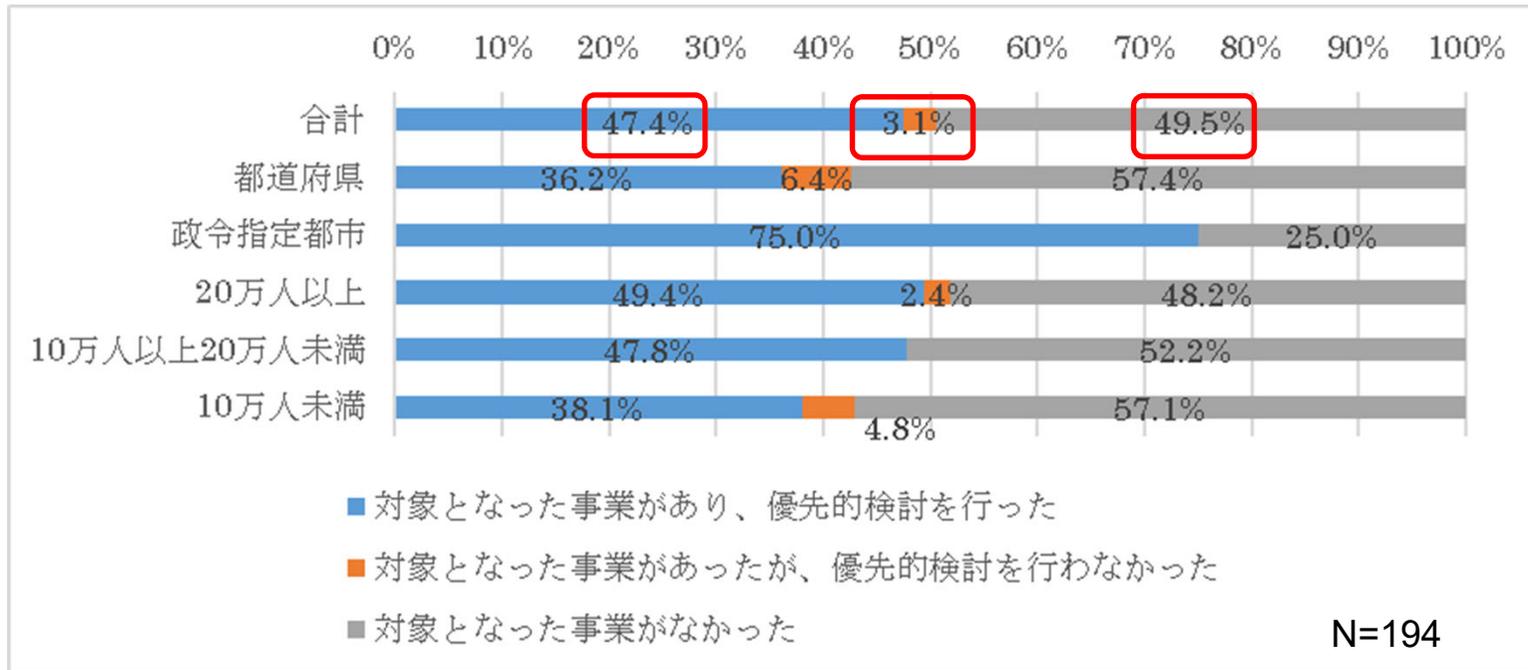
○優先的検討規程策定済団体数の状況(平成28年度～令和元年度)

策定主体		団体総数	優先的検討規程策定済団体数					策定率 (R元年度末実績)
			(参考) H28年9月	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	
地方公共団体	都道府県	47	2	34	44	47	47	100%
	政令指定都市	20	4	18	20	20	20	100%
	人口20万人以上の市区	111	4	70	78	82	83	75%
	小計	178	10	122	142	149	150	84%
	人口20万人未満の市区町村	1,610	8	24	35	39	44	3%
	合計	1,788	18	146	177	188	194	11%
新規策定数			-	128	31	11	6	

- 優先的検討規程の策定済団体数は、平成28年9月の18団体から、令和元年度末において194団体に増加した
- 特に、人口20万人以上の地方公共団体においては、H27年度に優先的検討規程をH28年度までに策定するように要請を発出した経緯もあり、平成28年9月の10団体から令和元年度末において150団体に増加している

(2)－2 優先的検討規程

○優先的検討規程策定済団体における運用状況(令和元年度)



出典)内閣府調べ

- 令和元年度の運用状況:
 - 「優先的検討規程の対象となった事業があり、優先的検討を行った」団体は47.4%
 - 「優先的検討規程の対象となった事業があったが、優先的検討を行わなかった」団体は3.1%
 - 「対象となった事業がなかった」団体は49.5%
- 令和元年度末までに優先的検討規程策定済の団体では、概ね適切に運用されている

(2)－3 優先的検討規程

OPFI事業実施状況(令和元年度末時点)

● 優先的検討規程策定済・未策定の地方公共団体の比較

策定主体		優先的検討規程策定済			優先的検討規程未策定			(参考値)		
		団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体総数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)
地方 公共 団体	都道府県	47	35	74%	0	0	－	47	35	74%
	政令指定都市	20	19	95%	0	0	－	20	19	95%
	人口20万人以上の市区	83	50	60%	28	12	43%	111	62	56%
	小計	150	104	69%	28	12	43%	178	116	65%
	人口20万人未満の市区町村	44	14	32%	1,566	184	12%	1,610	198	12%
	合計	194	118	61%	1,594	196	12%	1,788	314	18%

■ 優先的検討規程について、

- 策定済194団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**118**
- 未策定1,594団体のうち、令和元年度までのPFI事業実施済団体数は**196**
- 未策定団体のPFI事業実施率は**12%**に留まるが、策定済団体では**61%**に向上することが確認できる

(3)－1 地域プラットフォーム

○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)への参画状況

地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用して導入可能性調査等を実施した地方公共団体数

目標：200団体(平成30年度から令和2年度まで)

進捗状況：153団体(平成30年度末)→214団体(令和元年度末)

地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する地方公共団体数

目標：600団体(平成30年度から令和2年度まで)

進捗状況：385団体(平成30年度末)→514団体(令和元年度末)

(3) - 2 地域プラットフォーム

OPFI事業実施状況(令和元年度末時点)

● 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)参画団体・未参画の地方公共団体の比較

策定主体		地域プラットフォーム参画済			地域プラットフォーム未参画			(参考値)		
		団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)	団体総数	PFI事業 実施団体数	PFI事業 実施率(%)
地方 公共 団体	都道府県	36	28	78%	11	7	64%	47	35	74%
	政令指定都市	17	16	94%	3	3	100%	20	19	95%
	人口20万人以上の市区	58	41	71%	53	21	40%	111	62	56%
	小計	111	85	77%	67	31	46%	178	116	65%
	人口20万人未満の市区町村	403	72	18%	1,207	126	10%	1,610	198	12%
	合計	514	157	31%	1,274	157	12%	1,788	314	18%

- 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)について、
- 参画済514団体のうち、令和元年度までにPFI事業実施済団体数は**157**
 - 未参画1,274団体のうち、令和元年度までにPFI事業実施済団体数は**157**
 - 未参画でのPFI事業実施率は**12%**に留まるが、参画済では**31%**に向上することが確認できる

(4) - 1 PFI事業の実施効果(歳出削減効果)

○歳出削減・歳入増加効果(一括計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計 (H25~R元年度)
類型Ⅱ 収益型事業	300億円	300億円	800億円	800億円	800億円	600億円	700億円	4,300億円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	1,200億円	300億円	800億円	1,600億円	2,400億円	900億円	1,500億円	8,800億円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	600億円	500億円	400億円	600億円	500億円	1,300億円	500億円	4,400億円
合計	2,200億円	1,100億円	2,000億円	3,000億円	3,700億円	2,900億円	2,600億円	1兆7,500億円

※当該年度に契約締結した事業から見込まれる契約期間中の歳出削減・歳入増加効果を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)

○歳出削減・歳入増加効果(単年度計上基準※)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計 (H25~R元年度)
合計	200億円	300億円	900億円	900億円	1,300億円	1,200億円	1,600億円	6,500億円

※目標期間内(平成25年度以降)に契約締結した事業から見込まれる毎年度の歳出削減・歳入増加効果を各年度で計上

(4) - 2 PFI事業の実施効果(歳出削減効果)

① 契約期間を満了したPFI事業の評価に関する地方公共団体へのアンケート結果(平成30年度)

- 従来手法と比較して効果があった ■ どちらともいえない ■ 従来手法と比較して効果はなかった

財政負担(事業費総額)の縮減のため



出典:内閣府調べ (N=113)

- 財政負担(事業費総額)縮減について効果があったとの回答が84%

② 事業終了後にVFMを検証した事業

NO.	事業名称	事業手法	事業類型	事業期間	①	②	③	③-①
					特定事業選定時 VFM	落札決定時 VFM	事業期間満了時 VFM	差異
1	A事業	BTO方式	サービス購入型	15年	17.3%	34.6%	36.5%	19.2%
2	B事業	BTO方式	サービス購入型	10年	60.0%	38.8%	69.6%	9.6%
3	C事業	BTO方式	サービス購入型	10年	30.4%	-	31.8%	1.4%
4	D事業	BTO方式	サービス購入型	10年	26.0%	26.0%	46.0%	20.0%

- 事業期間が満了している事業において、事業期間満了時のVFMを算出している事業は少ない(実施方法が確立されていない、実施するための予算確保に課題等)
- 収集可能なデータを見る限り、すべての案件において特定事業選定時から事業期間満了時においてVFMが向上していることが確認できた

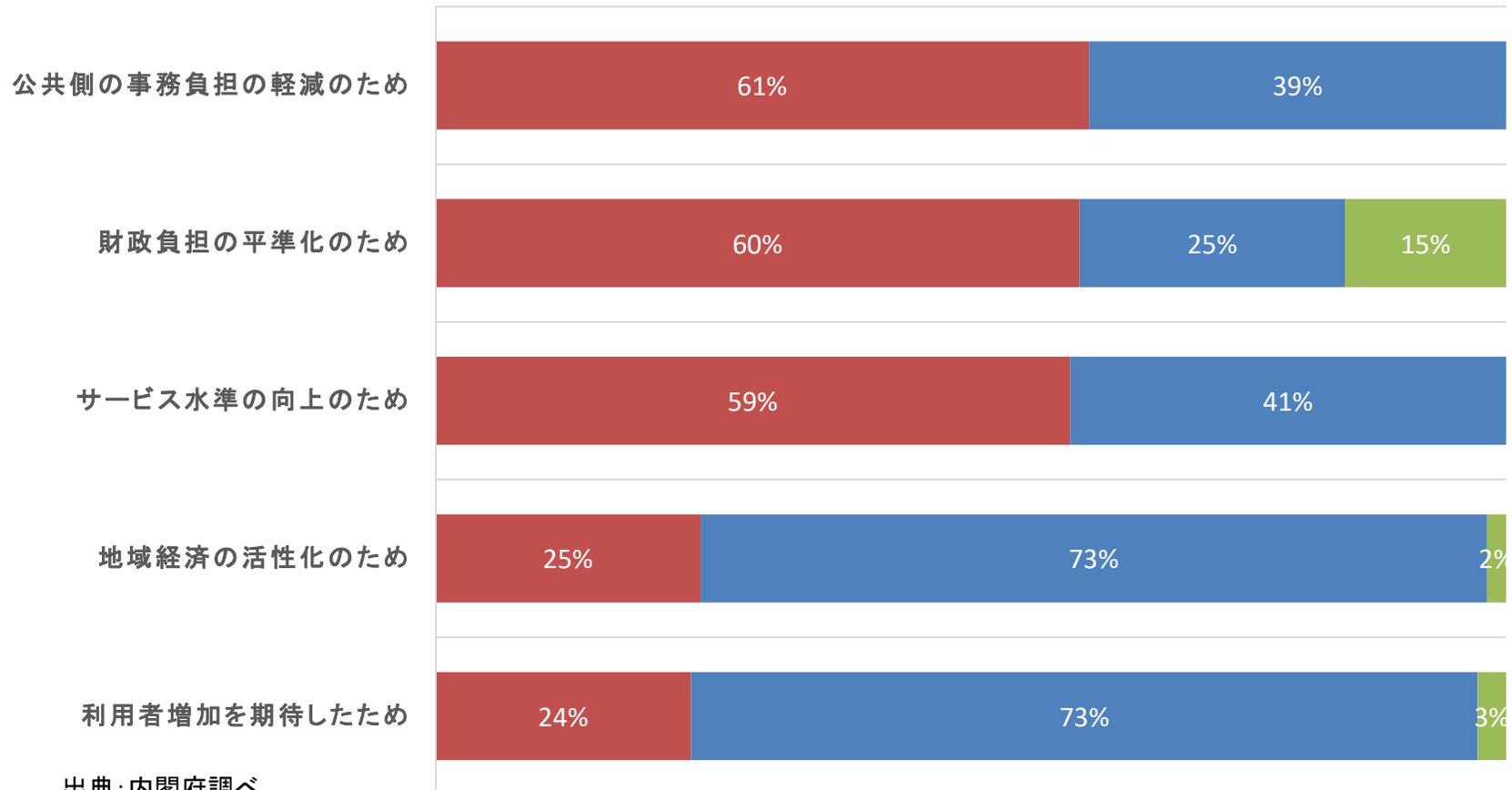


①及び②より、事業開始時に見込まれた歳出削減効果は概ね実現していると考えられる

(4)－3 PFI事業の実施効果(多様な効果の評価)

○終了したPFI事業の評価に関する地方公共団体へのアンケート結果(平成30年度)

■ 従来手法と比較して効果があった ■ どちらともいえない ■ 従来手法と比較して効果はなかった



出典:内閣府調べ

(N=113)

■ 事務負担の軽減、サービス水準の向上、地域経済の活性化、利用者の増加といった公的負担削減以外の効果がみられる

(4)－4 PFI事業の実施効果(多様な効果の評価)

- PPP/PFI事業は財政負担の軽減以外にも多様な実施効果をもたらしているが、その評価は定性的であることが多い。
- 多様な効果を適切に評価し、その共感によりPPP/PFIの活用の裾野を広げていくことを目指し、効果の見える化、継続的な計測体制等について検討が必要ではないか。

実施されたPPP/PFI事業における多様な効果と評価指標の例

期待される効果	項目(例)	評価指標(例)	PPP/PFI事業実施による効果(例)
地方創生 (地域課題の解決)	地域雇用の創出	地域住民の雇用者数(率)	事業者提案の付帯事業実施により、地域人材の新規雇用機会を創出
	地域経済の活性化	地元企業の参画数	事業者提案の付帯事業に地元企業が参画し、地域の新たなビジネス機会を創出
	地域の賑わい創出	施設利用者数	事業者が提案する新たなプログラムやイベントの実施により、集客数が増加
公共サービスの向上	利便性の向上	利用者満足度	発注者の要求性能に加え、事業者提案がなされ、サービスの質が向上
	利用者数の増加	施設利用者数	
公共の事務負担軽減	事務量削減	超過勤務の縮減	事務の外部委託に加え、効率的な施設設計や機器等の導入・配置により、職員の負担が軽減
		発注件数の減少	PFI事業者への一括・性能発注により、従来発生していた個別発注業務量を削減

※PPP/PFI事業の事例集や事後評価結果等より内閣府作成

※評価のあり方を検討するに際し、以下の点に留意することとしたい

- ・個々の案件の評価のみではなく、PPP/PFI事業のマクロな視点での評価にも繋げられないか
- ・PPP/PFIの実施促進に向けた新たな指標として、これらの評価を設定できないか
- ・データの取得や分析に多大な労力を要しないよう配慮が必要であり、既存のデータを活用した評価ができないか

參考資料

PPP/PFIとは

PPP: Public Private Partnership (官民連携事業)
PFI: Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 公共施設等の老朽化
- 厳しい財政状況
- 人口減少

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要
これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

PFIとは？

(根拠法: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法))

- ① 庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、**最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度**。公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある。
- ② 民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の収益施設を併設させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。



優先的検討規程とは

基本的な優先的検討規程の内容

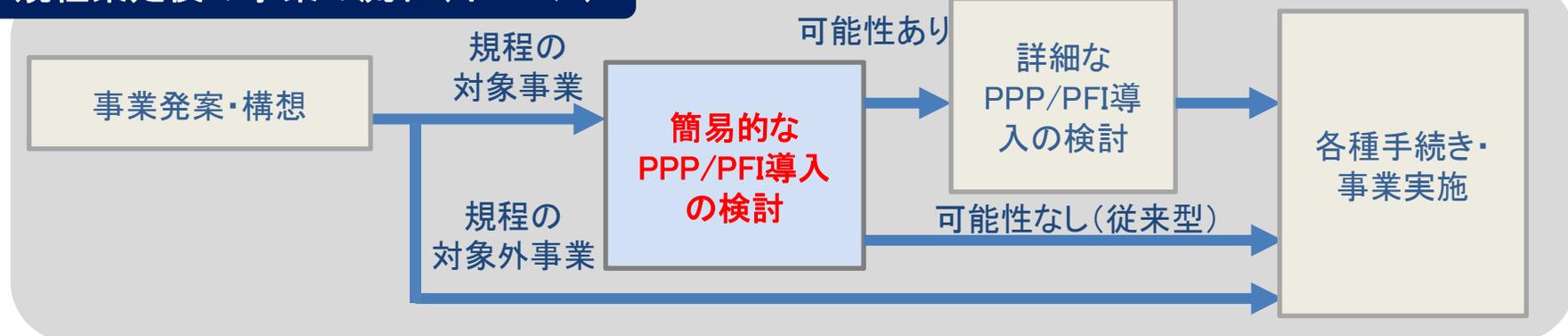
- 対象となる公共事業について、PPP/PFI等の事業手法が活用可能かを、優先的に検討することを定める規程（ルール）
- PPP/PFIの基礎知識や、簡易的に調べられる方法・手続きをまとめた規程（ガイドライン）

※対象となる事業規模・分野や検討の手続きなどは、自治体ごとのオリジナルとなる

これまでの事業の流れ（イメージ）



規程策定後の事業の流れ（イメージ）

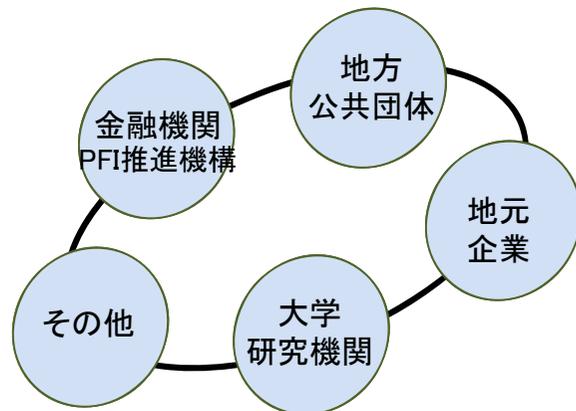


地域プラットフォームとは

○地域プラットフォームとは

- 地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、**行政、金融機関、企業、大学等**の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う場

地域プラットフォームのイメージ



地域プラットフォームの機能

- 1 普及啓発機能
- 2 人材育成機能
- 3 情報発信機能
- 4 官民対話機能
- 5 交流機能

具体的な活動・取組

- セミナーを開催し、PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について知識・ノウハウの習得を図る
- 具体的なPPP/PFI候補案件について行政から情報を提供するとともに、その案件を題材としてサウンディング調査等の官民対話を行い、民間事業者の参入意向や参入条件等の確認をし、事業化に向けた次のステップに繋げる
- 地元企業がコンソーシアムを作りやすくなるように、セミナー等の後に交流会を行い、異業種間のネットワーク構築を図る